

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 (傍線部分は改正部分)
 経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則(昭和四十九年通商産業省令第四十号)

改正案	現行
<p>第一条(第九条の五)(略)</p> <p>(監視化学物質の製造数量等の届出)</p> <p>第十条 法第五条の三第一項、第二十三条第一項及び第二十五条の二第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 監視化学物質の名称 二 監視化学物質の前年度の出荷数量 三 監視化学物質を製造した場合にあつてはその監視化学物質を製造した事業所名及びその所在地、監視化学物質を輸入した場合にあつてはその監視化学物質が製造された国名又は地域名 <p>2 法第五条の三第一項、第二十三条第一項又は第二十五条の二第一項の届出は、毎年度六月三十日までに様式第九による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。</p> <p>(製造数量等の公表の例外)</p> <p>第十一条 法第五条の三第二項ただし書の経済産業省令で定める数量は、一トンとする。</p> <p>2 法第二十三条第二項ただし書及び第二十五条の二第二項ただし書の経済産業省令で定める数量は、百トンとする。</p> <p>(有害性の調査の指示の対象となる者)</p>	<p>第一条(第九条の五)(略)</p> <p>(指定化学物質の製造数量等の届出)</p> <p>第十条 法第二十三条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 指定化学物質の名称 二 指定化学物質の前年度の出荷数量 三 指定化学物質を製造した場合にあつてはその指定化学物質を製造した事業所名及びその所在地、指定化学物質を輸入した場合にあつてはその指定化学物質が製造された国名又は地域名 <p>2 法第二十三条第一項の届出は、毎年度六月三十日までに様式第九による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。</p> <p>(製造数量等の公表の例外)</p> <p>第十一条 法第二十三条第二項ただし書の経済産業省令で定める数量は、百トンとする。</p> <p>(有害性の調査の指示の対象となる者)</p>

第十二条 法第五条の四第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の三第一項の経済産業省令で定める者は、有害性の調査の指示の日前三年以内に当該調査に係る監視化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいた者とする。

(第二種特定化学物質の製造予定数量等の変更の届出)

第十四条 法第二十六条第二項の変更の届出をしようとする者は、様式第十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(第二種特定化学物質の製造数量等の届出)

第十五条 法第二十六条第六項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の名
称

二 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の前
年度の出荷数量

三 第二種特定化学物質を製造した場合にあつてはその第二種
特定化学物質を製造した事業所名及びその所在地、第二種特
定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品を輸入した場合
にあつてはその第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質
使用製品が製造された国名又は地域名

2 法第二十六条第六項の届出は、毎年度六月三十日までに様式
第九による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行
うものとする。

(収去証)

第十五条の二 法第三十三条第一項から第三項までの規定により
経済産業省の職員が化学物質を収去するとき又は同条第五項の
規定により機構の職員が化学物質を収去するときは、披収去者

第十二条 法第二十四条第一項の経済産業省令で定める者は、有害性の調査の指示の日前三年以内に当該調査に係る指定化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいた者とする。

(第二種特定化学物質の製造予定数量等の変更の届出)

第十四条 法第二十六条第二項の変更の届出をしようとする者は、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(第二種特定化学物質の製造数量等の届出)

第十五条 法第二十六条第六項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の名
称

二 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の
前年度の出荷数量

三 第二種特定化学物質を製造した場合にあつてはその第二種
特定化学物質を製造した事業所名及びその所在地、第二種特
定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品を輸入した場合
にあつてはその第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質
使用製品が製造された国名又は地域名

2 法第二十六条第六項の届出は、毎年度六月三十日までに様式
第十二による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行
うものとする。

に様式第十一による収去証を交付しなければならない。

(身分証明書)

第十六条 経済産業大臣がその職員に携帯させる法第三十三条第四項の証明書は、様式第十三によるものとする。

2 機構がその職員に携帯させる法第三十三条第八項の証明書は、様式第十四によるものとする。

第十七条 第十九条 (略)

(電子情報処理組織による手続の特例)

第二十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項に基づき行う法第五条の三第一項、第二十三条第一項、第二十五条の二第一項又は第二十六条第一項、第二項若しくは第六項の届出は、電子情報処理組織(経済産業大臣の使用に係る電子計算機)入出力装置を含む。(以下同じ。)と、当該届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。(であつて、あらかじめ、届出をする者の氏名又は名称、届出者確認コードその他必要な事項を様式第十七により記載した書面を提出することにより経済産業大臣に届け出たものによりしなければならない。)

2 経済産業大臣は、前項の書面を受理したときは、当該書面を提出した者に届出者コードを付与するものとする。

3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は届け出た電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十八又は様式第十九によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(身分証明書)

第十六条 経済産業大臣がその職員に携帯させる法第三十三条第三項の証明書は、様式第十三によるものとする。

第十七条 第十九条 (略)

第二十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項に基づき行う法第二十三条第一項又は法第二十六条第一項若しくは第六項の届出は、電子情報処理組織(経済産業大臣の使用に係る電子計算機)入出力装置を含む。(以下同じ。)と、当該届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。(であつて、あらかじめ、届出をする者の氏名又は名称、届出者確認コードその他必要な事項を様式第十七により記載した書面を提出することにより経済産業大臣に届け出たものによりなければならない。)

2 経済産業大臣は、前項の書面を受理したときは、当該書面を提出した者に届出者コードを付与するものとする。

3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は届け出た電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十八又は様式第十九によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

